

justax

No.44

MAR'97

東京税理士会データ通信協同組合情報事業資料

未成年役員への報酬はだれのもの？

遊技場等を経営する甲会社が、原告である代表取締役Xの子女3名に支払った役員報酬につき、法人税法上、損金算入を否認されたこと、また、これらの報酬が実質的には父親である代表取締役に帰属するとして源泉徴収税額が増額された結果、申告所得税の減額更正処分を受けたことを争った事件です。

●この訴訟は他にも、「減額更正処分の取消しを求めることにつき訴えの利益の有無」、「更正処分においては過大報酬の損金不算入を適用し、訴訟に至って行為計算否認の規定を適用した課税庁側の理由の差替えの適否」等も争点となっていますが、今回は、全部取消しとなった未成年役員報酬の所得の帰属の部分に絞って紹介します（平成8年11月29日東京地裁）。

◎昭和62年当時、甲会社の代表者Xの三男A18歳、四男B17歳は、米国のOアカデミーに、高校生として留学中であり、15歳の長女CはS区立F中学に在学中でした。

昭和63年、甲会社は、A・B・Cの未成年役員に各月額20万円の報酬を支払い、合計720万円を損金算入したところ、Y税務署長は、3名がいずれも勉学中であり取締役として会社の経営に参画していないこと、役員報酬の振込先口座は父親であるXが支配管理していたことなどから、実質的に代表取締役Xの報酬と認定し、取締役会で決議した支給限度額が子女3名分だけであって、形式基準上父親の支給限度額がゼロであったところから、その全額を過大報酬として否認しました。また、関連会社3社も、同様に未成年役員に支給した報酬を否認され、否認された報酬の合計額は4社合わせて2,100万円となっています。

各社からの役員報酬は、各人名義の普通預金口座に振り込まれ、その口座からは区民税を出金したほかは、父親からの300万円の贈与が1回あっただけで、その他の動きはありませんでした。

◎Y税務署長は、経済的実質からみて、未成年役員への報酬は父親に支払われたものとして、所得税法上は代表取締役Xの所得と認定しました。また、法人税の課税処分においては、役員報酬の支払という法律

的形式を前提にして、同族会社の行為計算否認規定を適用してその損金算入を否認する一方、所得税処分においては、実質課税の原則から当事者の選択した法律的形式に拘束されずに、関係各社の未成年役員報酬を代表取締役Xの所得に帰属すると認定したとしても、相互に矛盾するとはいえないと主張しました。◎原告である代表取締役Xは、未成年役員らの預金口座の支配・管理という事実を主張するのであれば、最低限当事者間における金銭の移動の実質的な理由及び支配・管理者がそれらの預金を自己のために消費したという事実を立証することが必要であるが、Y税務署長はその点について何も主張・立証していないと反論しました。

◎裁判所は、代表取締役Xが米国に留学中のA・Bらに代わってその財産を管理し、利殖を図っていた事実がうかがえるものの、それを超えて子どもたちの普通預金口座を支配・管理したり、その入金額を自己の財産として運用していた等の事実が認められず、また、父親が経済的利益として享受していた事実が認められない以上、実質課税の適用の余地はなく、総所得金額、源泉所得税額、納付すべき所得税額は、原告Xの申告どおりに修正されるべきであるとして、所得税の更正処分の全部を違法として取り消しました。

(資料提供 税理士情報ネットワーク編集室)